

米や野菜の集荷業者への出荷分について

集荷業者は、農業者からの仕入れについて、仕入税額控除ができなくなるので、集荷業者から相談があった場合は、取引条件について話し合ってください。

○ 集荷業者が簡易課税制度を選択した事業者等の場合

集荷業者が簡易課税制度^(※)を選択した事業者や免税事業者であれば、**インボイスの交付は求められません。**

※ 簡易課税制度

課税売上高が5,000万円以下の事業者が選択することができます。

この制度は、「売上げに係る消費税額」に基づいて「仕入れに係る消費税額」を計算するため、仕入れに係るインボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能となっています。

○ 集荷業者が課税事業者(簡易課税制度を選択した事業者を除く)の場合

1 集荷業者は、農業者からの仕入れに係る消費税分を仕入税額控除できなくなるため、**集荷業者から相談があった場合は、経過措置^(※)なども考慮して、価格面も含めた取引条件について話し合ってください。**

※ 免税事業者からの仕入れに係る経過措置

買い手である課税事業者は、免税事業者からの仕入れであっても、

- ① 令和5年10月から3年間は、仕入れに係る税額の80パーセント控除可能
- ② 令和8年10月から2年間は、仕入れに係る税額の70パーセント控除可能
- ③ 令和10年10月から2年間は、仕入れに係る税額の50パーセント控除可能
- ④ 令和12年10月から1年間は、仕入れに係る税額の30パーセント控除可能

2 免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、令和8年9月30日を含む課税期間までは、**納税額を売上税額の2割に軽減する措置**、個人事業者の令和9年分及び令和10年分申告については、**納税額を売上税額の3割に軽減する措置**が設けられています。【2割特例・3割特例】

3 今後の経営発展を考えて、**課税事業者(簡易課税制度を選択した事業者を含む)へ転換することも選択肢の一つ**として考えられます。

■ 課税事業者のメリット

- ・ 売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を実額で控除することができ、農業用機械・施設等を導入した場合など、仕入れが多い年は、仕入れに係る消費税額から売上げに係る消費税額を差し引いた額の還付を受けることができます。
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。

■ 簡易課税制度を選択した事業者のメリット

- ・ 売上高だけから消費税の納税額を計算することができ、事務負担が軽減されます。(インボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能です。)
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。

○ 集荷業者等の事業協同組合に出荷する場合

集荷業者等の事業協同組合に出荷(無条件委託方式かつ共同計算方式による委託販売に限る)する場合、**協同組合特例により、農業者のインボイスの交付義務は免除**されます。